

## 令和2年度3月補正予算の概要

ふるさと納税に係る諸経費及び積立金、保育所、認定こども園、幼稚園等が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の助成や、ナラ枯れの被害拡大防止措置に要する経費を計上するほか、令和3年度予算に計上する事業の一部について、債務負担行為を設定し、事業の早期着工及び発注の平準化を図るもの

一般会計 総額 306,000千円

(以下単位は全て千円)

補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳	
			特定財源	一般財源
403,404,000	306,000	403,710,000	220,000	86,000

**\* 歳入予算**

内 容

1	県支出金	110,000	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	110,000
2	寄附金	110,000	寄附金積立基金寄附金	110,000
3	繰越金	86,000	前年度剰余金	86,000

**\* 歳出予算**

内 容

1	ふるさと納税に係る諸経費及び積立金 (財政課、こども・若者政策課)	110,000	ふるさと納税(返礼品ありコース)の寄附額の増加が見込まれるため、ふるさと納税に係る手数料及び委託料を増額するとともに、寄附金積立基金及び子ども・若者未来基金の積立金を増額するもの	
2	教育・保育施設運営助成 私立幼稚園運営助成事業 (保育課)	110,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園等が実施する「延長保育事業」及び「一時預かり事業」における感染症対策に係る経費の助成を行うもの	
3	緑地等維持管理費 公園等維持管理費 (繰越明許費設定) (水みどり環境課、公園課)	86,000	緑地・公園において、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によってコナラやミズナラなどが集団的に枯れるナラ枯れの被害が急速に拡大したため、枯死木の伐採等被害拡大防止措置を講じるもの	

**\* 債務負担行為の補正**

**【追加】**

1	河川維持補修費 (河川課) 限度額 2,981千円(総額) 期 間 令和2年度から令和3年度まで	準用河川鳩川の柵渠補修工事を行うもの
2	道路関係事業 (23件) (緑土木事務所、津久井土木事務所、中央土木事務所、南土木事務所) 限度額 184,042千円(総額) 期 間 令和2年度から令和3年度まで	道路境界確定、道路維持補修及び舗装新設工事等を行うもの

## 下水道事業会計

### \* 債務負担行為の補正

#### 【追加】

- |   |   |
|---|---|
| 1 マンホールポンプ維持管理事業<br>(公共下水道)<br>限度額 45,279千円(総額)<br>期 間 令和2年度から令和3年度まで   | ポンプ場施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施することから、早期の契約事務を行うために債務負担行為を設定するもの |
| 2 深堀ポンプ場ほか維持管理事業<br>(公共下水道)<br>限度額 463,700千円<br>期 間 令和2年度から令和4年度まで      | ポンプ場施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施することから、早期の契約事務を行うために債務負担行為を設定するもの |
| 3 マンホールポンプ維持管理事業<br>(農業集落排水施設)<br>限度額 6,168千円(総額)<br>期 間 令和2年度から令和3年度まで | ポンプ場施設の管理運営委託等について、年度を通じた委託を実施することから、早期の契約事務を行うために債務負担行為を設定するもの |